

令和4年11月11日
世田谷保健所生活保健課

議会の委任による専決処分の報告
(自動車事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和4年9月9日(金)午後6時30分頃
(天気:晴れ)
- (2) 発生場所 渋谷区笹塚一丁目59番付近路上
- (3) 相手方 乙 ()
- (4) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という。)世田谷保健所生活保健課職員が運転する区有車(軽貨物車)が、東京都健康安全研究センターへの検体搬入を終え世田谷区役所へ向かっていたところ、国道20号(甲州街道)下り線の笹塚付近において赤信号で停車した。その際、不注意によりブレーキを踏む力が弱くなってしまったため、甲車両がクレープ現象により前進し、前方に停止中の乙車両に低速で追突した。
- (5) 損傷の程度 甲 人身:なし
物損:車両前部バンパー損傷
乙 人身:腰の痛み
物損:車両後部ナンバー付近の損傷
- (6) 過失割合 甲10割・乙0割
- 2 乙への損害賠償額 240,182円(物損)
- 3 専決処分日 令和4年11月1日
- 4 その他 現在、相手方の通院が終わっていないため、物損の損害賠償額を決定した。

位置図



現場説明図

